

# 平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援  
 施策番号: 09 - 01

## 1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	01 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数		H26 30 校	61	20	30	36	**	**	19.3%
子どもの育ち支援ワーカーが対応した相談件数		H24 164 件	-	127	202	258	**	**	-
要保護児童対策地域協議会の相談件数		H24 1,260 件	-	1,556	1,827	2,397	**	**	-
要保護児童に関する個別ケース検討件数		H26 258 件	332	244	258	264	**	**	8.1%
									-

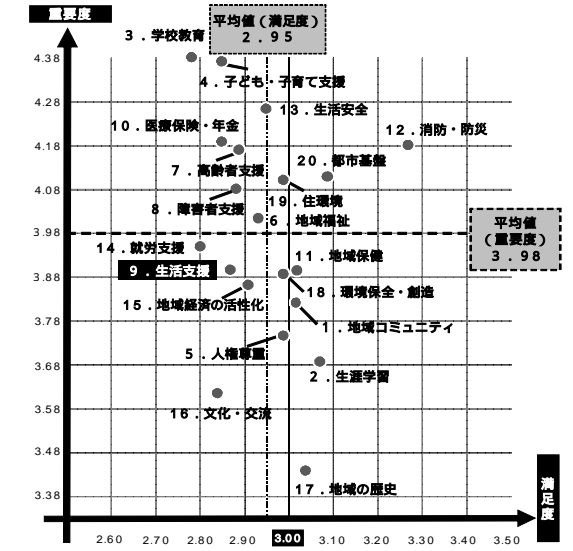
## 4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	支援を要する子どもの早期発見と早期対応
<p>【スクールソーシャルワークによる支援】                  福祉事務所に6名の子どもの育ち支援ワーカーを配置し、配置校型6校(地区ごとに週1日特定の学校で活動)、派遣校型(学校の要請に応じて派遣)でスクールソーシャルワーク活動をしている。                  制度活用促進のため、教育委員会と健康福祉局の合同で、第1回目となる活動発表研修を実施した。引き続き教員の制度理解を進めるとともに、長期欠席・不登校調査の学校訪問にワーカーも同行し、協働していく。                  平成27年度の活動は、小学校 24校、中学校 12校(配置校 6校、派遣校 30校)。事業開始からの6年間での制度活用は小学校37校(88%)、中学校17校(89.5%)となった。(目標指標)                  相談件数は小学校108件、中学校150件であった。(目標指標)                  主な相談種別は、不登校(75件)・親の養育等(37件)・子供の性格や行動(34件)・発達障害(28件)に関するものとなっており、平成27年度においてもこれまで同様、不登校が一番多い。                  派遣要請も増えつつあり、活動学校数は増加しているが、教員の人事異動などもあることから、活用方法・連携のあり方・制度への学校現場における理解の浸透が引き続き課題となっている。                  家庭児童相談員、生活保護ケースワーカー、保健師等との連携により不登校が改善した事例もあり、学校現場からも福祉的視点からの活動が評価されつつある。引き続き、初期対応の強化、学校の対応力向上に取り組んでいく。</p> <p>【児童虐待の対応】                  市民からの泣き声通報の増加など、要保護児童等の相談件数は年々増加傾向にある。(目標指数)                  平成27年度は、要保護児童対策地域協議会の「代表者会」1回(32機関が参加)、「地区別実務者会」19回(うち1回は継続ケースの見直し会議)、「個別ケース検討会」165回(延べ264ケース)を開催し、適切な支援に努めた。(目標指標)                  相談件数の増加につれて、地区別実務者会でのケース1件あたりの議論が深まりにくいことや継続ケースの検討が不十分なことが大きな課題となっている。                  課題となっている継続ケースの支援見直しについて、平成27年度は1地区分の見直しを実施した。平成28年度は全地区分の見直しに取り組む。                  平成26年度より居所不明児童の全国調査が実施されている。平成27年度は年度内にすべての所在確認を行うことができたが、このような現業活動の増、要保護児童対策地域協議会の責任の増が顕著になっている。                  福祉事務所に9名の家庭児童相談員(嘱託員)を配置しており、平成28年度には正規1名を増員しているが、さまざまな調査や現業活動への対応、要保護児童等の適切な状況把握等を図るためには、嘱託、正規のバランスのとれた人員体制や適切な査察指導体制の構築が課題となっている。</p> <p>【子育て家庭ショートステイによる支援】                  27年度のショートステイ利用者内訳は、疾病8件、育児不安・疲れ1件、出産5件、公的行事への参加2件の計16件(利用者数16世帯)だった。                  現在8か所の児童福祉施設で受け入れているが、子どもの送迎問題等により、施設が遠方の場合に利用希望に応じられないケースもあった。</p>	
総合戦略	

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	30.9%	34.1%	31.0%	2.2%	1.7%
26年度	第12位 / 20施策	5点満点中	3.90点(平均3.98点)		
25年度	第11位 / 20施策	5点満点中	3.95点(平均3.99点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	2.9%	8.3%	67.1%	16.6%	5.1%
26年度	第15位 / 20施策	5点満点中	2.87点(平均2.95点)		
25年度	第15位 / 20施策	5点満点中	2.73点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



## 5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
<p>・(仮称)保健福祉センターについては、利用者の利便性向上を目指すとともに、効率的な執行体制の構築に取り組む。とりわけ、児童虐待への対応は、尼崎市子どもの育ち支援センターの機能に係る役割分担についても、併せて課題の整理と見直しを行う。</p> <p>・スクールソーシャルワークについては、教育現場での認知が進んだことから、支援できる機会が増えている。引き続き、学校との連携をさらに強めるとともに、課題解決に向けた支援内容の振り返りを通じて、より質の高い支援を行い、その成果やさらなる充実に向けての検証については、総合教育会議の中でも議論を行っていく。</p> <p>施策の二次評価は「重点化」とし、平成29年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。</p>
総合評価
重点化
転換調整
現行継続

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)
<p>【福祉事務所の2所化、尼崎市子どもの育ち支援センター機能設置への対応】                  29年度以降に予定される各機関の設置に合わせて、適切な職員配置・相談体制の整備、関係機関との連携のあり方、専門職種の確保・育成等について検討を進める。</p> <p>【スクールソーシャルワークによる支援】                  「配置校型」と「派遣校型」で活動を継続し、配置校では、小中連携の視点を持ち、関係する小中学校にもアウトリーチにより活用を働きかける。                  引き続き教育委員会とも連携して、ワーカーの活動事例を示す研修会等を実施するなど、より具体的なスクールソーシャルワーク活動の周知に努め、積極的に学校の対応力向上や関係機関とのネットワーク構築といった学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めていく。</p> <p>【児童虐待の対応】                  児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、引き続き要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと児童虐待の適切な対応に努める。28年度に実施する全地区での見直しの結果をふまえて、これまで十分協議できていなかった継続ケースの状況確認や、現状に応じたケースの進行管理に努める。</p> <p>【子育て家庭ショートステイによる支援】                  育児疲れなどを抱える保護者に対し、ショートステイの利用を勧め、引き続き子育て不安感の軽減に努める。また利用に至らない場合でも、保護者や子どもの状況に応じて、一時保育や自立支援サービスなどの在宅支援サービスの利用支援等、保護者の育児に係る負担軽減につながる支援を関係機関と連携して継続的に取り組んでいく。</p>
新規・拡充の提案につながる項目
<p>【児童虐待の対応】                  居所不明児童の調査、虐待の重篤事案を発生させないため、日々の見守りと早期対応が必要であるが、現状では日々の対応に追われている。福祉事務所の2所化、尼崎市子どもの育ち支援センター機能の設置に向け、児童福祉の専門職の確保・育成、様々な調査、現業活動に対応できる職員の配置、適切な査察指導体制を構築する。</p>
改革・改善の提案につながる項目



# 平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援  
 施策番号: 09 - 02

## 1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	02 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
自立相談支援窓口相談した市民の割合		H26 未実施	% 0.02	**	**	0.015	**	**	**
生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率		H26 未実施	% 40	**	**	49.3	**	**	**
地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合		H24 83.3	% 100	83.3	87.1	87.9	**	**	27.5%
母子生活支援施設入所者のうち自ら居宅を構え退所した世帯数		H24 8	世帯 11	10	5	5	**	**	0%
DV相談件数		H24 460	件 -	398	526	472	**	**	-

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援
------	--------------------------------

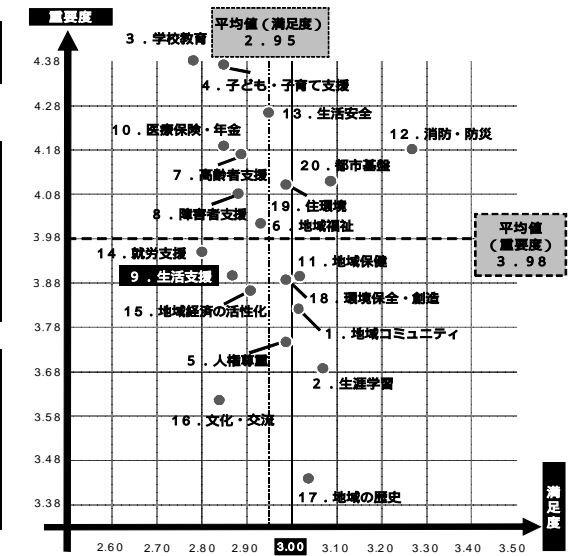
### 重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	30.9%	34.1%	31.0%	2.2%	1.7%
26年度	第12位 / 20施策	5点満点中	3.90点(平均3.98点)		
25年度	第11位 / 20施策	5点満点中	3.95点(平均3.99点)		

### 満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	2.9%	8.3%	67.1%	16.6%	5.1%
26年度	第15位 / 20施策	5点満点中	2.87点(平均2.95点)		
25年度	第18位 / 20施策	5点満点中	2.73点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



## 4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		総合戦略
行政が取り組んでいくこと	幅広い支援に向けた連携	-
<p><b>【生活困窮者自立支援制度における連携体制の構築】</b>                      自立相談支援窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」(以下「サポートセンター」という。)の新規相談者数は、27年度当初に国が示した目安値(人口10万人あたり月20人)を下回った(14.8人)(目標指標 )が、県下の平均値よりは高く、全国平均値と比較すれば同程度であった。(県下平均:12.2人・全国平均:14.7人)                      課題が複雑化し、困窮度が高くなった状態での相談者が多く(初回相談時に保護課につないだものが16%)、課題が複雑化する前の早期把握が課題である。                      生活困窮者の早期把握の取組として、庁内連携会議において、課題に応じた支援策を共有するため「生活困窮者支援の手引き」を作成したほか、庁内外関係機関への研修を実施した(平成27年度で41回、約1500人実施)。引き続き関係機関の制度理解を深め、関係機関からサポートセンターに相談者が早期につながるよう働きかける。                      継続支援者が3月末で134人あり、定期的な面談や関係機関への同行などの継続支援件数は激増(4月:68件 3月:409件)しており、今後もさらに増加する見込みである。また、本人からの要請又は関係機関等からの情報提供に基づき直ちに訪問した人が29人あった一方、関係機関等からの情報提供があってもアウトリーチできていない人が143人あり、増加する継続支援への対応に加えて、アウトリーチの点からも相談支援体制の充実が課題である。                      継続支援者の増加への対応として、職員のスキル向上や、家計相談支援事業等の任意事業などにより、支援内容を充実することで、早期自立を図ることも必要である。</p> <p><b>【施設入所措置】</b>                      児童福祉法に基づき、経済的理由を背景とした「助産施設への入所措置」や母子の自立を図るための「母子生活支援施設への入所措置」を継続して行っている。                      助産施設は市内に1箇所しかなく、やむを得ず市外施設への入所依頼を行うこともあるが、入所措置が必要な妊婦が安心して入院助産を受けられるよう対応するとともに、出産後の養育面についても関係機関と連携した支援を行っている。                      母子生活支援施設への入所については、夫等の暴力から逃れるために遠方の施設への入所措置が望ましいケースが多くなっている。入所後の生活についても、就労や生活の安定には相応の時間が必要であり(目標指標 )、子の養育面や社会生活面においても課題を抱えている入所者が多い。状況に応じて助言指導しながら、入所児童の保育や学校への登校支援、家計相談、就労相談など、関係機関と連携した支援を行っている。</p> <p><b>【DV被害者支援】</b>                      配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、警察署等と連携しながら5人の婦人相談員が対応を行っている。                      相談件数は前年度526件から472件に減少した(目標指数 )。関係する窓口機関と連携して啓発・周知のための活動を進めている。当センター機能の特色として、困難ケースの対応に対して弁護士の有識者アドバイザーから指導助言をうけるなど相談体制の充実を図っているが、男女共同参画審議会からは、法的な面だけでなく心理面におけるアドバイザーの充実も求められている。</p> <p><b>【中国残留邦人等に対する支援】</b>                      中国残留邦人等に対して、経済的支援を行う「生活支援給付事業」と、日本語教育や通訳派遣等を行う「地域生活支援事業」を実施している。                      「生活支援給付事業」は対象者全員が受給しているが、「地域生活支援事業」については、自宅に引きこもっているなど、地域社会での生活に必要と思われる制度を利用していない対象者もいる(目標指標 )。今後も引き続き個々の状況に応じて、制度の利用勧奨や、対象者の高齢化にも配慮した取組、介護事業者など関係機関との連携などを進める必要がある。</p>		
行政が取り組んでいくこと	生活困窮者自立支援制度における就労支援	-
<p><b>【生活困窮者自立支援制度における就労支援】</b>                      就労支援を開始した人(227人)中、就労・増収につながった人は112人(就労・増収率49.3%)と目標値を達成した(目標指標 )。そのうち、既に、就労の定着を確認し、支援終了に至った者が51人となっている。                      サポートセンター自身の無料職業紹介機能を活用し、対象者の希望する条件や能力、経験等にに応じた就職先を個別に開拓することで、通常の就職活動では就職に結びつきにくい人も就労につながることができた。                      引き続き対象者に応じた就労支援により、就労・増収率の増加だけでなく、就労定着者の増加も図っていく。</p>		

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)	
<p><b>【福祉事務所の2所化にかかる対応】</b>                      29年度に予定する福祉事務所2か所の設置に合わせて、同所にて所掌する事業については、適切な職員配置・相談体制の整備、関係機関との連携のあり方等について検討する。</p> <p><b>【サポートセンターにおける支援の充実・強化】</b>                      生活困窮者を早期に把握し、幅広い支援を実施するため、関係機関が実施する会議、検討会にも参加するなど、連携強化により一層取り組む。また、支援内容の充実を図るため、研修による職員のスキル向上を図るとともに、生活困窮者自立支援制度において未実施の任意事業(家計相談支援事業等)の実施について検討を行う。                      引き続き一人ひとりに合った就職先の紹介に努めるとともに、効果的な就労支援ができるよう求人開拓を進めていく。また、生活困窮者が社会から孤立することがないように就労のみならず社会に参加し自立できるよう支援を実施していく。</p> <p><b>【施設入所措置】</b>                      生活に様々な課題を抱える助産制度利用者や母子生活支援施設の入所者に対し、引き続き関係機関との積極的な連携を図り、必要に応じた支援を行っていく。</p> <p><b>【DV被害者支援】</b>                      DV被害者の安心・安全に留意しながら、住居や就労など自立にむけて様々な課題を抱える相談者に対し、県女性家庭センターや警察など関係機関との連携強化を図り、適切な支援を行っていく。また、配偶者暴力相談支援センターの一層の周知啓発に努める。</p> <p><b>【中国残留邦人等に対する支援】</b>                      対象者のニーズや扶養義務者の状況、介護サービスなど社会資源の関わり等もふまえたうえで、地域で孤立したり、生活に支障が生じることがないように、個々の状況に応じて、制度利用の対象と判断される者には、適切な支援や制度利用に努める。また、国基準の見直しが行われた支援・相談員の雇用に関しては、今後も必要人員を確保できるよう努める。</p>	
<p><b>新規・拡充の提案につながる項目</b></p> <p>【サポートセンターにおける支援の充実・強化】                      増加を続ける継続支援対象者数に対応できる相談体制になっていないこと、また、関係機関等からの情報提供にもとづくアウトリーチに手が及んでいないことから、相談対応職員の増員を図る。                      また、生活困窮者の自立支援に向け、より一層支援内容の充実を図るため未実施の任意事業(家計相談支援事業等)の検討を進める。</p>	
<p><b>改革・改善の提案につながる項目</b></p>	

## 5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
<p>・平成27年度に開設した「しごと・くらしサポートセンター尼崎」は、生活困窮者に対する自立支援への一定の効果があった。生活困窮者自立支援制度の任意事業の実施や、潜在的ニーズに対応したアウトリーチによる支援にあたっては、他施策との連携やそのあり方を十分に踏まえる中で、(仮称)保健福祉センターの設置に伴う体制の整理と併せて検討を行う。</p> <p>・DV被害者支援については、平成29年度に予定している次期DV対策基本計画の改訂を見据えて、現状の支援策の効果の分析を行う。</p> <p>・就労支援については、既存の就労準備支援事業と就労訓練事業などを活用し、対象者のニーズに合った支援を引き続き行っていく。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	
<p><b>総合評価</b></p>	
重点化	転換調整
現行継続	



# 平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援  
 施策番号: 09 - 03

## 1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	03 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
不正受給による費用徴収決定の適用率		H24	1.60 %	1.60	1.69	1.72	1.88	**	**	0%
生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数		H26	517 人	620	547	517	562	**	**	44.0%
生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数		H26	220 件	310	215	220	245	**	**	28.0%
生活保護受給世帯の子どもの高校進学率		H24	90.4 %	97.5	90.7	89.6	93.8	**	**	47.9%

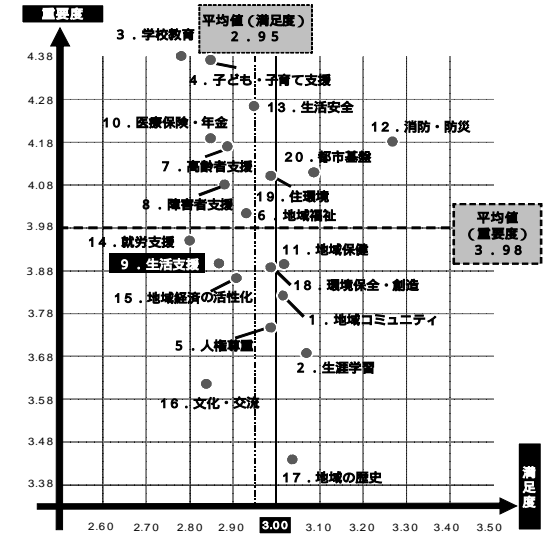
## 4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	生活保護の適正運営と自立支援	総合戦略
【適正運営】 平成28年3月現在の本市の生活保護世帯数は13,796世帯、生活保護受給者数は18,525人であり、本市人口に占める生活保護受給者の割合は4.10%となっている。高齢化の進展とともに無年金または年金収入の少ない高齢者を中心に生活保護世帯数は増え続けている中、大幅な法改正や制度改正が続き、事務量は年々増加している。平成26年度以降、ケースワーカーの定数増により、体制整備に取り組み、平成27年度は、組織として全体の活性化を図り定数増以上に訪問活動は増加しているものの、引き続き、適切に制度を適用するための職員配置や効率的に業務を行うためのシステム整備等の実施体制の整備が課題となっている。 また、本市では、市民の信頼を損なう不正受給には厳正に対応し、適正な運営となるよう組織的に取組んでおり、不正受給による費用徴収決定件数と適用率(生活保護受給者数に占める割合)は、平成25年度 304件、1.69%、平成26年度 315件、1.72%、平成27年度、347件、1.88%と、いずれも増加傾向になっている。(目標指標 )取組により不正受給が判明した結果、適用率増となっているが、不正受給の未然防止に向けての取組を進め、今後目標とする1.60%に向けて低減を図る必要がある。		
【自立支援】 本市では、一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援を行っており、平成24年8月からは求職活動をしなくてもなかなか就労に結びつかず働く意欲を失っての方や就労経験が乏しく働くことに自信が持てない方などを対象にボランティア・職業体験事業(平成27年度からは就労準備支援事業)を実施している。平成26年度からは保護開始直後に就労が可能で早期の経済的自立が望まれる世帯を選定し、短期かつ集中的に就労支援を行うケースワーカーを配置し、平成27年度は48件を支援し、15件を就労に結びつけ、うち、13世帯が経済的自立により保護廃止に至った。 また、平成26年11月に「ワークサポートあまがさき」(本庁舎内ハローワーク常設窓口)を設置し、就労に結びつく可能性がある支援対象者等を即座にハローワークに繋げる取組を進めた。 こうした取組の中、ケースワーカーの配置数等の実施体制上の問題や就労以外にも様々な課題を抱えた支援対象者が増えているといった社会的な要因などにより、生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数は、平成25年度 547件、平成26年度 517件と減少傾向にあったが、平成27年度は、562件と増加した。(目標指標 )これは、集合的に配置していた就労促進相談員を、ケースワーカーとの連携を重視し、各係への配置とすることで、より適時の支援につなげる取組を進めた結果である。なお、同事業における就労開始件数と開始率(就労支援対象者に占める割合)は、平成25年度 215件 39.3%、平成26年度 220件 42.6%、平成27年度 245件 43.6%となっている。(目標指標 ) また、就労意欲が低い者等は就労準備支援事業、就労意欲・能力が一定ある者はハローワーク等関係機関につないでおり、自立支援のさらなる充実に取り組んでいく必要がある。		
【世代間連鎖の防止】 高等学校等の進学は、将来、生活保護世帯等の子どもが、学歴や能力が原因で生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する上で重要な役割の一つとなっている。しかし、平成24年度の市内の高等学校等の進学率97.5%に対して、生活保護世帯の子どもの進学率は90.4%と7.1ポイント差があり、平成25年度7.3ポイント、平成26年度7.6ポイントとなっている。こうした背景には、生活保護世帯の子どもには、親の教育や進学に対する熱意や関心の少なさが影響していたり、学習習慣が身につけていないため基礎学力が乏しいなど学業や進学環境が十分に用意されていないことが影響しているのではないかと考えられる。 そのため、平成24年7月から小学4年生から中学3年生までを対象として、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた補助学習の支援とともに、社会性や他者との関係を育むことを目的とした体験学習などの学習支援を委託実施しており、参加者の感想などからは社会性を育む居場所としての成果も見られる。平成27年度からは生活困窮者世帯の子どもも対象として市内3ヶ所での実施とすることで、定員を増やした。また、生活保護世帯の中学3年生の進路調査を行い、本事業の活用について働きかけを行った結果、平成27年度の登録者の半数以上は中学3年生となっており、秋以降、参加した中学3年生には、受験対策として短期集中的に支援し、全員が高等学校等へ進学することができた。なお、生活保護世帯全体の子どもも高等学校等の進学率は平成27年度で93.8%と増加している。(目標指標 )今後、受け入れ児童に関して、より適切な対応を進めるため教育との連携を進めるほか、事業規模についても、対象児童のいる世帯に対し定員は1割にも満たないことから、進学を控えた中学3年生だけではなく、中学3年生以外も含めた需要を把握し検証を進めていく必要がある。 その他、平成27年度から学習支援事業を利用した子どもの高等学校進学後の中退防止の取組を行った。中学卒業後も教室へ参加し、支援員との面談や小中学生と接することで、就学への意欲喚起に資しているとみられることから、引き続き、効果的な取組を検証し進めていく。		

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	30.9%	34.1%	31.0%	2.2%	1.7%
26年度	第12位 / 20施策	5点満点中	3.90点(平均3.98点)		
25年度	第11位 / 20施策	5点満点中	3.95点(平均3.99点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	2.9%	8.3%	67.1%	16.6%	5.1%
26年度	第15位 / 20施策	5点満点中	2.87点(平均2.95点)		
25年度	第18位 / 20施策	5点満点中	2.73点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



## 5 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)
【適正運営】 保護世帯数の増加や事務量の増に対して、職員配置は十分に追いついておらず、また、将来、保健福祉センターへの2所化以降も生活保護制度を適切に運用し、生活保護受給者への自立支援に努めるため、引き続き人員体制の充実を図るとともに、職員配置・人材育成を含め事務執行体制等を見直していく。 あわせて、効率的に業務を行うためのシステム整備について、他都市調査や費用対効果の検証を行い、予算化に向け取り組んでいく。 保護の適正実施については、引き続き課税調査等の取り組みを徹底するが、被保護者に対する不正受給の未然防止に向けた適切な申告等の周知や不正受給に対する取り組みの公表等を進めていく。
【自立支援】 就労支援に関しては、平成27年度から生活保護法の法定事業に位置づけられている。 引き続き、(1)被保護者就労支援事業(就労促進相談員を活用した就労支援)、(2)就労準備支援事業、(3)認定就労訓練事業(中間的就労)、(4)ワークサポートあまがさきの活用、(5)早期かつ集中的な自立に向けた就労支援などにより、生活保護受給者それぞれが持つ能力等に応じて計画的な支援を行い、適時適切な就労支援につなげ、就労開始件数増に努めていく。また、支援方法を検証し、より効果的な取組の検討を行う。
【世代間連鎖の防止】 学習支援事業については、引き続き参加が必要と考えられる世帯への働きかけを行うとともに、適切な対応を進めるため教育委員会との意見交換等による連携を行っていく。また、高等学校進学後の中退防止についても、効果的な取組について検証を行い取り組んでいく。
新規・拡充の提案につながる項目 【世代間連鎖の防止】 学習支援事業は、居場所としての役割、補助学習の場としての役割があり、3ヶ所に拡充した現状における需要の検証を行う中で事業規模の検討を行っていく。
改革・改善の提案につながる項目

評価と取組方針		
・生活保護の適正運営については、被保護者に対する適切な申告等の周知や不正受給に対する取組の公表等を進めていくことで、現状に即した未然防止の取組を強化していくとともに、適正運営について広く周知していく。 ・就労支援については、就労促進相談員とケースワーカーの連携を重視した取組や「ワークサポートあまがさき」の開設による効果を検証し、引き続き適正な対策を講じていく。 ・学習支援については、学習習慣の構築だけでなく、社会性を育む居場所としての成果も見られることから、対象者や利用者の需要やニーズを分析する中で、今後も支援していく。 ・生活保護制度の適正な制度運営を行うための実施体制の整備については、平成26年度から平成28年度までに行った増員の効果を踏まえつつ、必要に応じて業務量等に応じた実施体制の検討を行う。 施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続